

情報公開・個人情報保護審査会に諮問庁から提出された「理由説明書」について以下に意見致します。

以下は、諮問庁から提出された「理由説明書」の記述である。

「本説明書は、情報公開法第9条第2項の規定に基づき、農林水産大臣が平成24年2月13日付け23消安第5625号で行った不開示決定（以下「原処分」という。）に対する開示請求者（以下「異議申立人」という。）からの異議申立てに関し、情報公開法第18条の規定に基づき、情報公開・個人情報保護審査会に諮問するに当たり、原処分を維持することについての説明である。原処分において、不開示とした理由及び原処分を維持する理由は、以下のとおりである。

#### 1 原処分において不開示とした理由

開示請求のあった第10回から第15回までの牛豚等疾病小委員会の音声記録については、不存在であるため不開示とした。

#### 2 原処分を維持する理由

請求のあった音声記録が存在しないため不開示とした。

なお、本件異議申立てを受け、再度担当者への聞き取り等を行ったが、音声記録は不存在であることが改めて確認された。

以上のことから、本請求に係る音声記録が存在していないため不開示とした原処分は妥当であり、原処分を維持することが適当である。

#### 3 その他の主張について

異議申立人のその他の主張は、いずれも上記2の判断を左右するものではない。」

①「理由説明書」は、何故不存在なのか全く理由の説明がされていない。であるか

ら諮問庁から提出された「理由説明書」は、理由説明書では無い。

②開示請求した音声記録は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」第2条の2に定義されている公文書以外の何物でもないことを本件異議申立書に記述している。しかしながら諮問庁は、「不存在」の一点張りであり、反論も一切無い。公文書なのか、そうでないのか。もし公文書でなければ何なのか。きちんと説明せよ。

③（ア）農林水産本省の各種審議会等に係る速記業務の仕様書では、納品形態は、議事録、電子媒体、録音音声を記録したCD-Rとなっている。

（イ）議事録は担当者による確認を行い、誤りがあった場合は修正することになっている。

（ウ）契約金額には、速記の作成に必要な文具類、録音機材、議事録の作成に必要なコンピュータ機器（ハードウェア、ソフトウェア及び周辺機器）の使用料、納品用の電子媒体、議事録及び業務実施場所までの交通費等一切の経費を含むものとするとなっている。

④ ③の（ア）～（ウ）の通り音声記録が存在しないわけがない。存在しないのなら捨てたのか、職員が私物化したのか。説明せよ。

⑤本件の開示請求を行った「第10回から第15回までの牛豚等疾病小委員会の音声記録」は、国民の所有物であり農水省は、その管理を代行している管理責任者である。諮問庁の国民への本件対応は、情報公開法は、もとより公文書等の管理に関する法律の目的に違反している。もっとも「理由説明書」と称した理由説明書では無い「怪文書」を送りつけてくる農水省の問題は、著しく低次元のところには存在していると痛感する。